

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令を次のように定める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第九十五号）第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村は、次の表のとおりとする。

北海道	都道府県名	市町村名
石狩郡	当別町	新篠津村
松前郡	松前町	福島町
上磯郡	知内町	木古内町
亀田郡	七飯町	森町
茅部郡	鹿部町	
二世郡	八雲町	
山越郡	長万部町	
檜山郡	江差町	上ノ国町
爾志郡	乙部町	厚沢部町
奥尻郡	奥尻町	
瀬棚郡	今金町	
久遠郡	せたな町	
島牧郡	島牧村	
寿都郡	寿都町	黒松内町
磯谷郡	蘭越町	
虻田郡	二七〇町	真狩村
岩内郡	共和町	岩内町
古宇郡	泊村	神恵内村
積丹郡	積丹町	
古平郡	古平町	
余市郡	余市町	赤井川村
空知郡	南幌町	奈井江町
夕張郡	由仁町	栗山町
樺戸郡	月形町	浦臼町
雨竜郡	妹背牛町	秩父別町
上川郡	東神楽町	当麻町
	下川町	新得町
空知郡	上富良野町	中富良野町
勇払郡	占冠村	厚真町
中川郡	美深町	音威子府村
増毛郡	増毛町	中川町
留萌郡	留萌町	

[illegible]

岐阜県	不破郡	関ヶ原町	大垣市	高山市	多治見市	関市	中津川市	美濃市	瑞浪市	恵那市	土岐	和歌山県	伊都郡	海草郡	紀美野町	かつらぎ町	九度山町	高野町
	市	可児市	山県市	飛騨市	本巣市	郡上市	下呂市											
長野県	北佐久郡	軽井沢町	立科町	小県郡	青木村	長和町	箕輪町	中川村	阿南町	阿智村	平谷村	根羽村	下條村	売木村	天龍村	泰阜		
	上伊那郡	辰野町	箕輪町	下伊那郡	松川町	村	喬木村	豊丘村	大鹿村									
山梨県	南巨摩郡	早川町	身延町	南都留郡	道志村	鳴沢村	富士河口湖町	富士川町										
	西八代郡	市川三郷町		甲府市	都留市	山梨市	大月市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市							
福井県	三方上中	若狭町	おい町	大飯郡	高浜町													
	丹生郡	越前町		南条郡	南越前町													
石川県	河北郡	津幡町	宝達志水町	羽咋郡	志賀町													
	下新川郡	朝日町	立山町	中新川郡	上市町													
富山県	岩船郡	関川村	粟島浦村	富山県	魚津市	高岡市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南	静岡県	大野郡	可児郡	御嵩町	白川町	東白川村
	中新川郡	上市町		砺波市														
福井県	鳳珠郡	穴水町	能登町	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	あわら市	坂井市								
	吉田郡	永平寺町		今立郡	池田町													
滋賀県	丹生郡	越前町		南条郡	南越前町													
	三方郡	美浜町		大飯郡	高浜町													
三重県	多気郡	度会郡	大紀町	北牟婁郡	紀北町	紀宝町	長浜市	近江八幡市	栗東市	甲賀市	高島市	東近江市	米原市	京丹後市	南			
	大上郡	甲良町	多賀町	京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	京丹後市	南						
愛知県	北設楽郡	設楽町	東栄町	知多郡	南知多町													
	周知郡	川根本町		賀茂郡	河津町	東伊豆町	南伊豆町	西伊豆町	松崎町									
静岡県	静岡市	浜松市	下田市	熱海市	沼津市	富士宮市	伊豆市	伊豆の国市										
	牧之原市	藤枝市	島田市	掛川市														
奈良県	山辺郡	山添村		磯部郡	三宅町	御杖村												
	宇陀郡	高取町	明日香村	吉野郡	吉野町	下市町	黒滝村	天川村	野迫川村	十津川村	下北山村	上北山						
兵庫県	多可郡	多可町		神崎郡	上郡町	市川町												
	赤穂郡	佐用町		香美町	新温泉町													
大阪府	豊能郡	千早赤阪村		豊能町	能勢町													
	泉南郡	岬町		伊根町	与謝野町													
京都府	船井郡	京丹波町		相楽郡	笠置町	和束町	南山城村											
	綴喜郡	宇治田原町		綴喜町	宇治田原町													
滋賀県	北牟婁郡	紀北町	紀宝町	長浜市	近江八幡市	栗東市	甲賀市	高島市	東近江市	米原市								
	大上郡	甲良町	多賀町	京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	京丹後市	南						
三重県	多気郡	度会郡	大紀町	北牟婁郡	紀北町	紀宝町	長浜市	近江八幡市	栗東市	甲賀市	高島市	東近江市	米原市	京丹後市	南			
	大上郡	甲良町	多賀町	京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	京丹後市	南						
愛知県	北設楽郡	設楽町	東栄町	知多郡	南知多町													
	周知郡	川根本町		賀茂郡	河津町	東伊豆町	南伊豆町	西伊豆町	松崎町									
静岡県	静岡市	浜松市	下田市	熱海市	沼津市	富士宮市	伊豆市	伊豆の国市										
	牧之原市	藤枝市	島田市	掛川市														
奈良県	山辺郡	山添村		磯部郡	三宅町	御杖村												
	宇陀郡	高取町	明日香村	吉野郡	吉野町	下市町	黒滝村	天川村	野迫川村	十津川村	下北山村	上北山						
兵庫県	多可郡	多可町		神崎郡	上郡町	市川町												
	赤穂郡	佐用町		香美町	新温泉町													
大阪府	豊能郡	千早赤阪村		豊能町	能勢町													
	泉南郡	岬町		伊根町	与謝野町													
京都府	船井郡	京丹波町		相楽郡	笠置町	和束町	南山城村											
	綴喜郡	宇治田原町		綴喜町	宇治田原町													
滋賀県	北牟婁郡	紀北町	紀宝町	長浜市	近江八幡市	栗東市	甲賀市	高島市	東近江市	米原市								
	大上郡	甲良町	多賀町	京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	京丹後市	南						
三重県	多気郡	度会郡	大紀町	北牟婁郡	紀北町	紀宝町	長浜市	近江八幡市	栗東市	甲賀市	高島市	東近江市	米原市	京丹後市	南			
	大上郡	甲良町	多賀町	京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	京丹後市	南						
愛知県	北設楽郡	設楽町	東栄町	知多郡	南知多町													
	周知郡	川根本町		賀茂郡	河津町	東伊豆町	南伊豆町	西伊豆町	松崎町									
静岡県	静岡市	浜松市	下田市	熱海市	沼津市	富士宮市	伊豆市	伊豆の国市										
	牧之原市	藤枝市	島田市	掛川市														
奈良県	山辺郡	山添村		磯部郡	三宅町	御杖村												
	宇陀郡	高取町	明日香村	吉野郡	吉野町	下市町	黒滝村	天川村	野迫川村	十津川村	下北山村	上北山						
兵庫県	多可郡	多可町		神崎郡	上郡町	市川町												
	赤穂郡	佐用町		香美町	新温泉町													
大阪府	豊能郡	千早赤阪村		豊能町	能勢町													
	泉南郡	岬町		伊根町	与謝野町													
京都府	船井郡	京丹波町		相楽郡	笠置町	和束町	南山城村											
	綴喜郡	宇治田原町		綴喜町	宇治田原町													
滋賀県	北牟婁郡	紀北町	紀宝町	長浜市	近江八幡市	栗東市	甲賀市	高島市	東近江市	米原市								
	大上郡	甲良町	多賀町	京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	京丹後市	南						
三重県	多気郡	度会郡	大紀町	北牟婁郡	紀北町	紀宝町	長浜市	近江八幡市	栗東市	甲賀市	高島市	東近江市	米原市	京丹後市	南			
	大上郡	甲良町	多賀町	京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	京丹後市	南						
愛知県	北設楽郡	設楽町	東栄町	知多郡	南知多町													
	周知郡	川根本町		賀茂郡	河津町	東伊豆町	南伊豆町	西伊豆町	松崎町									
静岡県	静岡市	浜松市	下田市	熱海市	沼津市	富士宮市	伊豆市	伊豆の国市										
	牧之原市	藤枝市	島田市	掛川市														
奈良県	山辺郡	山添村		磯部郡	三宅町	御杖村												
	宇陀郡	高取町	明日香村	吉野郡	吉野町	下市町	黒滝村	天川村	野迫川村	十津川村	下北山村	上北山						
兵庫県	多可郡	多可町		神崎郡	上郡町	市川町												
	赤穂郡	佐用町		香美町	新温泉町													
大阪府	豊能郡	千早赤阪村		豊能町	能勢町													
	泉南郡	岬町		伊根町	与謝野町													
京都府	船井郡	京丹波町		相楽郡	笠置町	和束町	南山城村											
	綴喜郡	宇治田原町		綴喜町	宇治田原町													
滋賀県	北牟婁郡	紀北町	紀宝町	長浜市	近江八幡市	栗東市	甲賀市	高島市	東近江市	米原市								
	大上郡	甲良町	多賀町	京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	京丹後市	南						
三重県	多気郡	度会郡	大紀町	北牟婁郡	紀北町	紀宝町	長浜市	近江八幡市	栗東市	甲賀市	高島市	東近江市	米原市	京丹後市	南			
	大上郡	甲良町	多賀町	京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	京丹後市	南						
愛知県	北設楽郡	設楽町	東栄町	知多郡	南知多町													
	周知郡	川根本町		賀茂郡	河津町	東伊豆町	南伊豆町	西伊豆町	松崎町									
静岡県	静岡市	浜松市	下田市	熱海市	沼津市	富士宮市	伊豆市	伊豆の国市										
	牧之原市	藤枝市	島田市	掛川市														
奈良県	山辺郡	山添村		磯部郡	三宅町	御杖村												
	宇陀郡	高取町	明日香村	吉野郡	吉野町	下市町	黒滝村	天川村	野迫川村	十津川村	下北山村	上北山						
兵庫県	多可郡	多可町		神崎郡	上郡町	市川町												
	赤穂郡	佐用町		香美町	新温泉町													
大阪府	豊能郡	千早赤阪村		豊能町	能勢町													
	泉南郡	岬町		伊根町	与謝野町													
京都府	船井郡	京丹波町		相楽郡	笠置町													

大分県	阿蘇郡	南小国町	小国町	産山村	高森町	西原村	南阿蘇村
	上益城郡	御船町	甲佐町	山都町			
宮崎県	葦北郡	津奈木町					
	球磨郡	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村
鹿児島県	天草郡	苓北町					あさぎり町
	大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市
宮崎県	東国東郡	高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市
	速見郡	日出町					竹田市
宮崎県	玖珠郡	玖珠町					豊後
	宮崎市	都城市	延岡市	日南市	小林市	日向市	串間市
宮崎県	西諸県郡	高良町					西都市
	東諸県郡	国富町	綾町				えび
鹿児島県	児湯郡	西米良村	木城町	川南町	都農町		
	東臼杵郡	諸塚村	美郷町	椎葉村			
鹿児島県	西臼杵郡	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町			
	鹿児島市	鹿屋市	枕崎市	阿久根市	出水市	指宿市	西之表市
鹿児島県	薩摩川内市	日置市	曽於市	霧島市	いちき串木野市	南さつま市	志布志
	市	奄美市	南九州市	伊佐市	始良市		
鹿児島県	鹿児島郡	三島村	十島村				
	薩摩郡	さつま町					
鹿児島県	出水郡	長島町					
	始良郡	湧水町					
鹿児島県	曾於郡	大崎町					
	肝属郡	錦江町	南大隅町	肝付町			
鹿児島県	熊毛郡	中種子町	南種子町	屋久島町			
	大島郡	大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町	喜界町	徳之島町
鹿児島県	沖縄県	泊町	知名町	与論町			天城町
	国頭郡	名護市	うるま市	南城市	宮古島市	石垣市	伊仙町
鹿児島県	島尻郡	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村
	伊平屋村	伊是名村	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	久米島町
鹿児島県	大東村	北大東村					南
	宮古郡	多良間村					
鹿児島県	八重山郡	竹富町	与那国町				

附 則 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が長野県安曇野市又は旧和歌山県那賀郡岩出町の

区域に含まれる場合においては、施行の際における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

2 施行日から平成十九年四月三十日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、平成十九年四月三十日において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が長野県安曇野市又は旧和歌山県那賀郡岩出町の区域に含まれる場合においては、平成十九年四月三十日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則 (平成一九年一〇月一日厚生労働省令第二二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年二月一日厚生労働省令第一四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二二日厚生労働省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月一日厚生労働省令第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月三一日厚生労働省令第一五四号)

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二六日厚生労働省令第一八〇号)

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日厚生労働省令第六二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日厚生労働省令第七八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。

附 則 (平成二二年九月一日厚生労働省令第一四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月五日厚生労働省令第一四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年二月二八日厚生労働省令第一六九号)

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一月一五日厚生労働省令第五号)

この省令は、平成二十二年一月十六日から施行する。

附 則 (平成二二年二月一日厚生労働省令第一三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月八日厚生労働省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二三日厚生労働省令第二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二六日厚生労働省令第三二二二号)

この省令は、平成二十二年三月二十八日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日厚生労働省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月一日厚生労働省令第五二二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年九月一日厚生労働省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月七日厚生労働省令第一九号）
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年七月二十五日厚生労働省令第九一号）
この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

附 則（平成二十三年七月二十五日厚生労働省令第九二号）
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十四年八月一〇日厚生労働省令第一一四号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年八月三〇日厚生労働省令第一一〇号）
（施行期日）

1 この省令は、平成三十年八月三十一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が山形県長井市、福島県二本松市、茨城県石岡市、埼玉県秩父郡長瀬町、千葉県君津市、福井県越前市、岐阜県美濃加茂市、滋賀県大津市、同県蒲生郡日野町、京都府木津川市、同府綴喜郡井手町、奈良県生駒郡斑鳩町、和歌山県岩出市、鳥取県東伯郡湯梨浜町、岡山県浅口市、佐賀県小城市、長崎県北松浦郡佐々町又は熊本県上益城郡益城町の区域に含まれる場合において、施行日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3 施行日から平成三十年九月三十日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、同日において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が山形県長井市、福島県二本松市、茨城県石岡市、埼玉県秩父郡長瀬町、千葉県君津市、福井県越前市、岐阜県美濃加茂市、滋賀県大津市、同県蒲生郡日野町、京都府木津川市、同府綴喜郡井手町、奈良県生駒郡斑鳩町、和歌山県岩出市、鳥取県東伯郡湯梨浜町、岡山県浅口市、佐賀県小城市、長崎県北松浦郡佐々町又は熊本県上益城郡益城町の区域に含まれる場合においては、同日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則（令和元年八月三〇日厚生労働省令第三九号）
この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和二年二月三〇日厚生労働省令第一九〇号）
（施行期日）

1 この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）

以下「令」という。）第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が愛知県瀬戸市又は和歌山県橋本市の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3 施行日から令和三年一月一日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、当該労働者派遣契約の締結の日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が愛知県瀬戸市又は和歌山県橋本市の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則（令和三年三月三一日厚生労働省令第八四号）
（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。次項において同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下この項及び次項において「令」という。）第二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が北海道虻田郡留寿都村、同道夕張郡長沼町、同道上川郡鷹栖町、福島県河沼郡湯川村、福岡県大牟田市、同県田川市、同県糟屋郡篠栗町、同県田川郡福智町、佐賀県嬉野市、同県杵島郡江北町及び鹿児島県肝属郡東串良町の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3 施行日から令和三年五月一日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、当該労働者派遣契約の締結の日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において令第二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が北海道虻田郡留寿都村、同道夕張郡長沼町、同道上川郡鷹栖町、福島県河沼郡湯川村、福岡県大牟田市、同県田川市、同県糟屋郡篠栗町、同県田川郡福智町、佐賀県嬉野市、同県杵島郡江北町及び鹿児島県肝属郡東串良町の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則（令和四年九月一日厚生労働省令第二二三号）
この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和六年二月四日厚生労働省令第一号）
この省令は、令和六年二月一日から施行する。